



御所市議会議員

こんにちは！<市議会報告 vol. 20>

川本まさき

です

2024年1月

発行:川本雅樹

ご相談・連絡は下記まで

〒639-2314

御所市幸町 296-1

TEL 090-9881-0077

FAX 62-3858

今年4月からデマンド乗降場所を45カ所から59カ所に増設

12月定例会は12月11日から19日

で、9日間開かれました。私の一般質問は12月13日に行いました。主なやり取りは次のとおりです。

採決では、市長から提出された「物価高騰対策ごセンちゃん振興券事業」の専決処分報告を始め2件の報告を受理し、御所市自転車等駐車場条例の制定についてなど23議案を議決しました。

デマンドタクシーの改善点は？

(川本)デマンドタクシーの「乗降場所が遠くて、そこまで歩いていけない」という声、「高低差がある集落の場合、一番上と一番下の2か所に停留所があれば、真ん中にある家の人は、行きは下の停留所、帰りは上の停留所を利用すれば、常に下り坂になって助かる。上下2か所の停留所が欲しい」とあるいは「予約に時間がかかり、電話代が気になる。フリーダイヤルにしてほしい」という声があるが、どのように応えようとしているか。

(理事者)現行の市南部の乗降場所45カ所のうち、①12カ所を各地域の大字集落に近いところに移設する、②新たに14カ所の乗降場所を増設して、合計59カ所にして新たに実証運行を実施していきたい。(下図参照)フリーダイヤル化については、現在、オペレーターセンターの固定電話で一旦受けて、IP電話に転送しているが、フリーダイヤルに変更した場合は、IP電話に転送できない。したがって、現時点でのフリーダイヤル導入は難しい。なお、IP電話への転送料金は市が持っているもので、3分間約10円で利用できる。将来的には、フリーダイヤルで受け付け可能なものに検討していく。

コミュニティバスの改善点は？

(川本)コミュニティバスについては、「現状はほとんど1名か2名しか乗っていない状況なので、27人乗りのマイクロバスは要らない」、あるいは「ライフに行くのに近鉄御所駅から歩くことになるが、直接ライフまで行ってほしい。帰りに荷物を持って歩くのはたいへん」「済生会病院に直接行ってほしい。国道24号線の停留所から歩くのがたいへん」などの要望にどのように応えるか。

(理事者)再編前と比較して、1便あたりの運行時間が90分から60分に短縮されたことにより、1日の運行本数が6便から8便に増便となって喜ばれている声もある。しかし、不便に感じられている利用者もあり、改善策を検討していく。バスの大きさについては、13人乗りのハイエースタイプの車両に変えていく。このことによりライフや済生会への乗り入れが可能となる。1台は令和5年度に買換えの予算化をしているが、もう1台はまだ先になるので、現時点では乗り入れは難しいと判断している。

(川本)「本数は減っても、コミュニティバスを以前のように市全域に走らせてほしい」という意見が結構強く存在している。また、「市北部からでも、コミュニティバスで、かみきみの湯に行きたい」との願いにどう応えるか。現状のコースの他に、別途小さいワゴンタイプのコミュニティバスを走らせてはどうか。

(理事者)再編後はかみきみの湯に行くのに、コミュニティバスと奈良交通の路線バスを乗り継ぐ必要があり、たいへん不便をかけていることは認識しているが、路線バスの利用促進というのも将来的な公共交通の確保には重要なこと。しかし、これ

についても、議員の提案も含めて前向きに解決策を模索していきたい。

周知の方法と市長の決意は？

(川本)次に、改善した内容をどういう方法で市民のみなさんに知らせるか。

(理事者)令和6年の2月号と4月号の広報紙、ホームページ、ラインによる情報発信、チラシの配布によるデマンドタクシーの乗降場所の案内を予定している。また、令和6年の9月か10月にアンケートをとって利用者の要望を掴んでいく。

(川本)御所市のように、中山間部の集落が多く、過疎が進行している地域では、

デマンドタクシーやコミュニティバスの充実が非常に大事な施策となってくる。今は、運転免許証を持って自分で移動できる高齢者でも、やがて免許返納や身体能力的に車に乗れなくなる日がやってくる。それだけに、将来にわたって住み続けられる御所市を維持するために、少しお金がかかっても、この分野に力を入れることはますます重要だと思うが、市長の決意を聞かせてほしい。

(市長)過疎化が進行している御所市にとって、移動手段の確保は欠かすことのできないものと考えている。様々な観点から持続可能な公共交通の形を模索し、先進事例や技術革新による最新の交通施策等も研究しながら、より効果的な地域公共交通の在り方を検討していく。

御所市の会計年度任用職員(非正規公務員)の処遇改善を！

会計年度任用職員の人数 (フルタイム・パートタイム別)

単位：人

職種	フルタイム	パートタイム	計
清掃作業員	0	7	7
給食調理員	2	7	9
一般事務	30	5	35
土木	1	0	1
文化財調査	0	5	5
保育士	21	10	31
学校司書	0	10	10
学童保育指導員	9	31	40
相談支援員	2	0	2
家庭相談員	3	1	4
保健師	1	1	2
看護師	2	8	10
管理栄養士	3	0	3
栄養士	1	0	1
学校講師	7	5	12
特別支援教育指導員	0	40	40
スクールカウンセラ	0	2	2
部活指導員	0	1	1
その他	16	48	64
合計	98	181	279

(川本)会計年度任用職員制度が2020年4月から導入された。それまでの臨時職員や非常勤職員すべての人がこの制度の対象となつて、3年8ヶ月が経過した。そこで、御所市職員のうち、正規職員及び再任用職員は何か。また、1週間あたりの勤務時間が常勤職員と同じ38時間45分であるフルタイム会計年度任用職員の数、勤務時間が常勤職員よりも短いパートタイム会計年度任用職員の数、それぞれ何人か。また、職種別ではフル、パートそれぞれ何人か。

(理事者)令和5年4月1日現在の正規職員の人数は323人、再任用職員は38人、フルタイム会計年度任用職員は98人、パートタイム会計年度任用職員は181人。職種別には左表のとおり。

(川本)全ての市職員の合計は640名で、うち会計年度任用職員は43.8%となる。かなりの割合を占めるが、中でもパートという人が多い。このパートというのは法律上の定義で、常勤は38時間45分だが、37時間30分(これは週5日勤務として1日に7時間30分、1日あたり正規より15分短い)も該当するが、ほとんどフルに近い人は、181人のうち、どれくらいおられるか。

(理事者)1日7時間で週5日勤務、合計週35時間勤務の人が6人。1日7時間45分で週4日勤務、合計31時間勤務の人が9名。1日6時間で週5日勤務、合計30時間勤務の人が5名存在する。職種としては、清掃作業員、保育士、学校講師などがおられる。

(川本)35時間という感覚的にはほとんどフルと同じ。フルタイム会計年度任用職員には、給料と通勤費、期末

手当、時間外勤務手当、地域手当、退職手当(任用期間が12か月を超える場合)が支払われるが、パートタイム会計年度任用職員は、報酬と通勤費、時間外勤務手当、期末手当に限られている。そして、フル、パートともに正規職員にはある勤奨手当はない。

会計年度任用職員の賃金と休暇制度

(川本)自治労連が2022年に取ったアンケート(回答者2万2401名)によると、年収200万円未満が58.8%、200万円〜250万円未満が23.2%、250万円〜300万円未満が9.2%、実に300万円未満が91.2%になっている。また、勤続年数に応じた昇給はほとんどないことが明らかになった。

また、賃金の差に加えて、各種休暇制度も常勤職員に比べて格差がある。病気休暇(公傷病)は、常勤職員は有給だが、非常勤職員は無給。病気休暇(私傷病)は常勤職員は90日有給だが、非常勤職員は10日無給。生理休暇、ドナー休暇、妊娠疾病は、それぞれ常勤職員は有給だが、非常勤職員は無給。子の看護と短期介護休暇は、5日まで常勤職員は有給だが、非常勤職員は無給など。

会計年度任用職員への勤奨手当の支給について

(川本)2022年12月30日に閣議決定で「会計年度任用職員の勤奨手当支給について令和4年度中に結論を得て、それに基づいて必要な措置を講ずる」とした。その結果、2024年度から支給可能となった勤奨手当支給について、市長はどのように考えるか。

(市長)これについては2024年度から支

給する予定。なお、勤奨手当の支給方法等について、条例の一部改正が必要となるが、今議会に追加上程する予定で作業を進めている。

会計年度任用職員への2023年4月に遡っての給料差額支給について

(川本)2023年5月2日に、給与改定の実施時期も含め常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とする総務省通知が出された。これによれば、会計年度任用職員の給料は、正規職員に準じて4月に遡るのが均等待遇の立場からも妥当である。しかし、御所市は遡及しないと聞いている。市長の見解を求めたい。

(市長)会計年度任用職員の給料改定は、その翌年度からの適用として運用しているところであり、組合交渉の中でも妥結に至っている。しかし、会計年度任用職員は、御所市において貴重な人材であることに間違いはない。正規職員ではカバーできない分野を担っていたらいい。今後も前向きに検討していきたい。

(川本)今回遡及できなかったのは、端的に言ってしまう理由からか。

(理事者)一つは条例上の定めがある、また給与システム改修が必要となるなど。

(川本)これらは会計年度任用職員からすれば、理由にならない理由である。「物価が高騰するなか、低賃金で苦しい生活にも耐えてきた。非正規だけ遡及しないのは悲しくなる」という声をどう受け止めるのか。条例を見直すのか。

(理事者)議会最終日に、会計年度任用

職員に来年度から適用するための所要の改定をさせていただきたい。具体的には、給与表の改定と勤奨手当について、2024年4月から適用する旨の条例改正をおこないたい。

(川本)自治体労働者の賃金は、健康で文化的な生活と、住民全体の奉仕者としての職務を遂行、専念するためにふさわしいものでないといけない。雇用と身分というのが保証されなければ、安心して仕事はできない。この点についての市長の考えはどうか。

(市長)市民サービスを向上させるといのが我々の職務と認識している。正規であろうが、非正規であろうが、モチベーションを保って、いいサービスができるという環境を整えることは重要。

(川本)ぜひ、今述べられた立場で、引き続き弱い立場の人の声もよく聞きながら、いい行政をつくっていただきたい。

12月に19日、議第61号「御所市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正」が上程され、議会の議決を経て、会計年度任用職員の勤奨手当と給与表の改定がなされました。

物価高騰対策ゴセンちゃん振興券事業

物価高騰等の影響で家計が圧迫している市民の生活を支援するため、市民一人当たり5000円の「ゴセンちゃん振興券」を交付する。使用期間は2月1日から3月31日まで。事業費としては、1億4114万5000円を計上。1月10日ころに郵送で届く予定。